

宮崎県U I J ターン引っ越し補助金交付要綱

令和 7 年 7 月 1 日
商 工 観 光 労 働 部
雇 用 労 働 政 策 課

(趣旨)

第 1 条 県は、県内企業等の情報や魅力に触れる機会を増やし、U I J ターンに係る負担感を軽減することで、若者を中心とした県内就職者の増加を図るため、予算で定めるところにより、県内企業等にU I J ターン就職をした者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) U I J ターン就職
県外在住者が県内企業等に就職をすることをいう。
- (2) 県内企業等
宮崎県内に事業所を有する企業及び家業等（官公庁等を除く。）をいう。
- (3) ふるさと宮崎人材バンク
宮崎県が運営する県内企業等と県外在住の求職者との就職マッチングサイトをいう。
- (4) 県内市町村
補助金の一部負担に同意した市町村をいう。

(補助対象者)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県（県内市町村に限る。）に移住した者であること。
- (2) 県内企業等にU I J ターン就職をした者で、次のいずれかに該当するもの
ア 就職活動を開始した日から 1 月以上前までにふるさと宮崎人材バンクに登録した者
イ ふるさと宮崎人材バンクを通じて応募し、採用に至った者
- (3) 県税及び市町村税に未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) その他補助が適当でないとして知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体及び県内企業等から補助を受けた経費又は受ける予定である経費については、補助対象外とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請は、引っ越しの完了日から起算して90日以内に申請しなければならない。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条の規定にかかわらず、補助金等交付申請書の様式は別記様式第1号によるものとし、同条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の提出は省略することができる。

- 2 規則第3条第4号の規定によりこれに添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 雇用証明書(別記様式第2号)
- (2) 補助対象経費の支払いを証明するもの(利用日、金額、内容の記載がある領収書等)
- (3) 申請者の引っ越し前の居住地を証する書類(住民票の写し、住所記載のある本人宛て公共料金領収書等)
- (4) 生年月日を証する書類(引っ越し実施年度の4月1日時点で30歳未満の申請者のみ)(住民票の写し、マイナンバーカード(表面)、運転免許証等)
- (5) 振込先の通帳等の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付回数)

第7条 補助金の交付回数は、1人につき1回までとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、規則第15条の規定による補助金の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定による知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第11条 第6条第2項の規定に掲げる書類の提出があった場合には、規則第14条第1項の規定による報告があったものとみなす。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(協力事項)

第13条 補助金の交付を受けた者は、県が実施する就業状況等に関する調査に協力しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は令和7年7月1日から施行し、令和7年度の予算に係る宮崎県U I Jターン引越し補助金から適用する。
- 2 令和8年3月1日より前に就職活動を開始し、採用が決定していない者に係る第3条第2号アの規定の適用については、同号中「就職活動を開始した日から1月以上前」とあるのは、「採用決定日よりも前」とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の予算に係る宮崎県U I Jターン引越し補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率等
<p>県内企業等への就職により、県外の居住地から県内の居住地に移転するための以下の経費を対象とする。</p> <p>【交通費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関利用代金 <p>【運送費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引っ越し業者を利用した代金 ・ 宅配便を利用した代金 	<p>2分の1以内</p> <p>（千円未満は切捨て。申請者が引っ越し実施年度の4月1日時点で30歳未満の場合は3分の2以内。）ただし、補助額は15万円を上限とする。</p>

以下の経費については対象外とする。

- ・ キャンセル料
- ・ ポイントで支払いされた料金
- ・ 手伝いをした者への謝礼等
- ・ 個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の費用
- ・ 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用
- ・ 家具、家電等の購入費及びレンタル料
- ・ 敷金、礼金、仲介手数料等
- ・ 物件の下見にかかる費用
- ・ 自家用車を使用した高速代金及びガソリン代金
- ・ レンタカーを使用した代金、高速代金及びガソリン代金